

## 被扶養者（異動）届添付書類一覧表

次の書類を被扶養者（異動）届に添付のうえ提出してください。

1	身分関係（続柄）の確認書類
<p>身分関係（続柄）の情報を事業主様が取得している場合は、被扶養者（異動）届の「続柄確認済み」にチェックがあれば、添付書類は不要です。</p> <p>※ 上記対象とならない場合は、「戸籍謄本」または「住民票（続柄の表示があるもの）」を添付してください。</p>	
2	同一世帯である場合の確認書類
<p>事業主記入欄の記載により、事業主様が同一世帯である情報を取得しているものとみなし、添付書類は不要です。</p> <p>※ 上記対象とならない場合は、「住民票（世帯全員と表示のあるもの）」を添付してください。</p>	
3	収入の確認書類
<p>所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、被扶養者（異動）届の事業主確認欄の記入があれば、添付書類は不要です。</p> <p>※ 上記対象とならない場合は、その収入金額・状況のわかる書類を添付してください。（16歳未満の方は不要）</p>	
上記の収入金額・状況のわかる書類の具体例	
ア、退職したことにより収入要件を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険加入者…「雇用保険被保険者離職票1、2の写し」</li> <li>・雇用保険未加入者…「退職証明書の写し」</li> </ul>
イ、雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付受給終了後により収入要件を満たす場合	「雇用保険受給資格者証（両面）の写し」
ウ、給与収入	<p>「直近1年分の給与明細の写し」</p> <p>（または「源泉徴収票の写し」と「直近までの給与明細の写し」）</p>
エ、年金収入	「直近の振込通知書の写し」
オ、営業収入	直近3年分の「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
カ、不動産、株式等の譲渡所得	直近の「確定申告書の写し」と「取得額と売却額のわかるものの写し」
キ、その他所得	直近の「確定申告書の写し」と「収支内訳のわかるものの写し」
ク、上記ア～キ以外	「課税（非課税）証明書」

## 全ての方に共通する添付書類

	事 例	提 出 書 類
①	障害年金・遺族年金・傷病手当金・出産手当金・失業給付金等の非課税収入がある場合	「受取金額のわかる通知書等の写し」
②	認定対象者と別居の場合 (16歳未満、学生の方は不要)	仕送り金額のわかる「現金書留受領書の写し」「振込明細の写し」
③	内縁関係の場合	内縁関係にある二人の「戸籍謄本」「世帯全員と表示のある住民票」
④	認定対象者が日本国内に住所(住民票)を有しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「被扶養者 現況申立書」および記載内容を確認できる「公的証明書またはそれに準ずる書類」</li> <li>・国内居住要件の例外に該当することを証する書類(3ページを参照)</li> </ul> <p>※外国語で作成された場合は、翻訳者の署名のある「日本語の翻訳文」</p>

※ 「世帯全員と表示のある住民票」や「戸籍謄本」などは、提出日から90日以内に発行されたものを提出してください。

※ 配偶者を被扶養者(国民年金第3号被保険者)とする場合は、「国民年金 第3号被保険者関係届」を記入していただき、提出者情報欄に記入・押印のうえ、被扶養者(異動)届とともに当組合に提出してください。  
 なお、外国人の場合は、併せて「国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届」を提出してください。

※ 国民年金第3号被保険者の方が下記の①または②に該当した場合、「国民年金第3号被保険者関係届」が必要となります。該当される方はご記入していただき被扶養者(異動)届とともに当組合に提出してください。  
 事業主様に代わり当組合より日本年金機構へ届出いたします。

①収入が基準額以上に増加(就職を除く)した場合

②離婚した場合

● 国民年金第3号被保険者とは健康保険の被扶養者である20歳以上60歳未満の配偶者。

## 日本国内に住所（住民票）がない場合の添付書類の例

以下の書類のうち、事実確認ができるいずれかの書類を添付してください。

	例外該当事由	添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①～④までに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	事実確認できる書類等

※ 書類等が外国語で作成されているときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

※ なお、提出書類にて事実確認等ができない場合には、別途書類をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。